

伯耆町議会全員協議会 提出案件



令和8年8月31日

伯耆町 総務課

議 案 名	概 要
伯耆町長、副町長及び教育長の給与の減額に関する条例の制定について	職員の公金横領事案を受けて、特別職の給与を減額するもの。 町長 3/10 6か月 副町長 2/10 6か月 教育長 2/10 6か月 ※期末手当の算定の基礎となる給料月額は、減じた額 【施行期日】公布の日 令和9年3月31日限り、その効力を失う。